

菊池広域連合工事等入札参加資格有資格者の指名停止措置について

1 指名停止を受けた業者

(1) 商号 石田工業株式会社

所在地 東京都大田区池上 4 丁目 3 番 3 号-301 号

代表者 石田 啓利

2 指名停止措置の期間

平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日まで (4 か月)

3 事実の概要

石田工業株式会社は、環境衛生課発注の「クリーンセンター花房設備機器（膜分離装置駆動用電動機）整備工事」を受注したが、工事を工期内に完了すべきところ、契約解除を申請され、工事契約の解除に至った。

4 指名停止措置の理由

正当な理由がなく契約を履行しなかったことは、「菊池広域連合工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1 第 4 号（契約違反等）に該当するため。

《指名停止等の措置要領 別表第 1 第 4 号》

措置要件	期間
広域連合工事等の履行に当たり、第 2 号に掲げる場合のほか契約に違反し、広域連合工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき、又は正当な理由がなく契約を締結しないとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内

<問い合わせ先> 菊池広域連合 事務局 総務課